

柏崎市役所新庁舎移転業務に関する情報提供依頼書

令和元年（2019年）8月

柏崎市

目次

1	情報提供依頼の趣旨	- 1 -
2	情報提供依頼事項	- 1 -
(1)	情報提供依頼対象企業等	- 1 -
(2)	情報提供に係る依頼内容	- 2 -
(3)	情報提供依頼に係る情報の募集期間	- 2 -
(4)	情報提供内容に係る説明	- 2 -
(5)	情報提供依頼に係る質問方法及び回答	- 2 -
(6)	情報提供資料の提出媒体及び部数	- 3 -
(7)	情報提供資料の提出先及び質問先	- 3 -
(8)	情報提供資料に係る留意事項	- 3 -
3	情報提供依頼に係る委託業務の内容等	- 3 -
(1)	委託する業務の期間（予定）	- 3 -
(2)	移転業務の対象施設	- 4 -
(3)	移転業務の対象施設における職員数	- 4 -
(4)	業務実施に係る留意事項	- 5 -
(5)	業務委託の内容	- 5 -
(6)	業務提案及び参考見積に係る参考図書等	- 7 -

様式集

- 様式 1 企業・団体の概要
- 様式 2 受注実績
- 様式 3 概算見積書
- 様式 4 質問書兼回答書
- 様式 5 参考図書等の受領に関する宣誓書
- 様式 6 暴力団等の排除に関する宣誓書

1 情報提供依頼の趣旨

柏崎市役所新庁舎（以下「新庁舎」という。）は、令和2年（2020年）10月中旬の竣工、令和3年（2021年）1月4日の開庁を予定しています。

本情報提供依頼は、新庁舎へ移転するに当たり、現庁舎での市民サービスへの影響を最小限に留めながら、新庁舎で円滑な市民サービスの提供を開始できるよう、また、移転後の産業廃棄物の管理を適切かつ確実に行うことができるよう、専門的な知識やノウハウを有した事業所へ業務を委託する予定です。

については、本業務を委託するに当たり、創意工夫のある事業提案を募集するとともに、より一層の公平性・透明性を確保するための情報収集を目的として、参考となる資料の提供依頼を行うものです。

2 情報提供依頼事項

(1) 情報提供依頼対象企業等

この公告の日から起算して過去10年以内に、職員500名以上の規模の官公庁又は民間企業等の施設の移転業務に係る受託実績がある事業所等を有する企業又は共同企業体であり、次の全ての要件に該当するものとする。共同企業体にあつては、構成する全ての企業が該当するものとする。

なお、共同企業体の場合、当該企業体における責任割合が最大である者を代表法人等とし、その者が情報提供を行うこととします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。

イ この公告の日以後に、柏崎市からの指名停止の措置を受けていないこと。

ウ この公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ この公告の日以後に、破産法（平成16年法律第75号）第17条又は第18条の規定による破産法手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 法人税、市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

キ 次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 役員等（役員又は支店若しくは契約を締結する事業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であること。

- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたこと。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (カ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したこと。

(2) 情報提供に係る依頼内容

- ア 企業・団体の概要（様式1）
 - ・企業・団体の情報が分かる資料（パンフレット等）がある場合は、添付してください。
- イ 受託実績（様式2）
- ウ 業務提案書（任意様式で20ページ以内）
 - ・原則としてA4版のPDF形式で20ページ以内とします。
- エ 概算見積書（様式3）

(3) 情報提供依頼に係る情報の募集期間

令和元年（2019年）8月22日（木）から9月18日（水）正午まで

(4) 情報提供内容に係る説明

説明会を行いますので、提供いただく情報について次のとおり御説明ください。

【説明会】

- ・開催日：令和元年（2019年）9月20日（金）
 - ※時間帯等については、後日お知らせします。
- ・会場：市役所本館4階小会議室
- ・その他：説明員は、2名以内でお願いします。説明に係る機器等は、それぞれ御用意願います。

(5) 情報提供依頼に係る質問方法及び回答

- ア 質問は、質問書兼回答書（様式4）を使用し、電子メールにより提出してください。

- イ 提出時の電子メールの件名は、「柏崎市役所新庁舎移転業務R F I 質問（企業名・共同企業体名）」としてください。
- ウ 電子メールの本文には、企業名（共同企業体の場合は、代表法人等の名称）、所在地、担当者名、部署名、電話番号及び連絡用電子メールアドレスを必ず記載してください。
- エ 質問書の提出期限は、令和元年（2019年）8月26日（月）正午までとします。
- オ 質問に対する回答は、8月29日（木）正午を目途に、質問者全員に対し、電子メールにより行うこととします（各質問者の担当者メールアドレス宛て）。

(6) 情報提供資料の提出媒体及び部数

次のとおり提出ください。郵送又は直接持参の別を問いません。

- ・フラットファイルに綴じた紙ベースのもの：5部
- ・CD等に保存した電子媒体：1部

(7) 情報提供資料の提出先及び質問先

- ア 担当部署 柏崎市総合企画部総務課総務係（担当：本間）
- イ 所在地 〒945-8511 新潟県柏崎市中央町5番50号
- ウ 電話番号 0257-23-5111（直通0257-21-2330）
- エ E-mail somu@city.kashiwazaki.lg.jp（容量上限10MB）

(8) 情報提供資料に係る留意事項

- ア 見積書作成に際し、現地を確認することができます（「(3) 情報提供依頼に係る情報の募集期間」に記載の期間に限ります。）。確認を希望される場合、「(7) 情報提供資料の提出先及び質問先」に記載の担当に対し、事前の日程調整連絡をお願いします。
- イ 本件の実施に要する費用は、各情報提供者の負担とします。
- ウ 本件で提供を受けた情報・資料を参考に、次年度調達する委託業務に係る仕様等を決定する予定です。
- エ 提供を受けた情報及び資料等は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。また、提供を受けた資料等に対し、照会又は追加の資料提供を依頼することがあります。
- オ 提供を受けた情報及び資料は、市内部の関係者に限り、複写や配布を行う場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

3 情報提供依頼に係る委託業務の内容等

(1) 委託する業務の期間（予定）

令和2年（2020年）5月中旬から令和3年（2021年）10月中旬まで

(2) 移転業務の対象施設

ア 移転元（現庁舎）

(ア) 市役所本館・・・・・・・・・・柏崎市中央町5番50号

(地上5階・地下1階、延床面積7,014.24㎡)

なお、エレベーターについては、積載量750kg、速度60m/minのも
のが地下1階から地上5階間を稼働している。

a 開口部 幅800mm×高さ2,100mm

b 有効内寸 幅1,270mm×奥行1,270mm×高さ2,300mm

(イ) 市役所会議棟・・・・・・・・・・同上

(地上2階、延床面積563.44㎡)

(ウ) 市役所教育分館・・・・・・・・・・同上

(地上3階、延床面積1,152.48㎡)

なお、エレベーターについては、積載量750kg、速度60m/minのも
のが地上1階から地上3階間を稼働している。

a 開口部 幅800mm×高さ2,100mm

b 有効内寸 幅1,270mm×奥行1,280mm×高さ2,200mm

(エ) 市役所第二分館・・・・・・・・・・同上

(地上2階、延床面積1,081.91㎡)

なお、エレベーターについては、積載量750kg、速度45m/minのも
のが地上1階から地上2階間を稼働している。

a 開口部 幅800mm×高さ2,100mm

b 有効内寸 幅1,270mm×奥行1,350mm×高さ2,300mm

(オ) 市役所車庫棟・・・・・・・・・・同上

(地上2階、延床面積789.01㎡)

イ 移転先

(ア) 市役所新庁舎・・・・・・・・・・柏崎市日石町2番1号

(地上4階、延床面積10,273.75㎡)

(イ) 市役所新庁舎車庫棟・・・・・・・・・・同上

(地上1階、延床面積 1,450.14㎡)

(ウ) 上下水道局旧配管室・・・・柏崎市鏡町1番1号

(地上1階、延床面積 136.08㎡)

(エ) 上下水道局研修棟・・・・・・・・・・同上

(地上2階、延床面積 209.56㎡)

(オ) 市役所第二分館・・・・・・・・・・ア(エ)に同じ

※令和3年(2021年)4月から7月頃を目途に書
庫及び物品庫に改修予定

(3) 移転業務の対象施設における職員数

正職員数	458名
非常勤職員数	157名
嘱託職員数	15名
合計	630名（令和元年（2019年）4月1日時点）

(4) 業務実施に係る留意事項

- ア 委託者と十分に協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置等に努めること。また、契約締結時における仕様書の内容等で疑義が生ずる事項がある場合は、委託者（市）と協議の上、適切に対応すること。
- イ 関係法令等を遵守するとともに、事故防止に万全の対策を講ずること。また、次に掲げる事故が生じた場合の損害賠償に対応できる保険に加入すること。
- (ア) 搬出入作業中における人身事故
 - (イ) 運搬車両による車両事故
 - (ウ) 敷地内の建物、外構、通路、植栽及び付帯設備等に対する事故
 - (エ) 移転物品の破損、損傷、紛失等の事故
 - (オ) その他作業中における受託者の管理責任に基づく事故
- ウ 遅延等は発生しないよう、業務の進捗管理を確実にを行うとともに、適時適切に報告すること。
- エ 業務終了までの間、定例会議を主催するとともに、庁内会議や職員向け説明会の運営支援等を行うこと。また、それらの開催時における議事録又は協議メモ等を作成し、報告するものとする。
- オ 原則として、本業務の全部を再委託してはならない。ただし、一部について、再委託等する場合は、書面等により委託者の承諾を得た上で行うものとする。
- カ 個人情報を適切に管理、保護するために必要な措置を講ずるものとする。
- キ 委託者が提供する資料等については、第三者への提供及び目的外利用を禁止する。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ク 環境への配慮、エネルギーの節減及びリサイクルの推進に努めること。

(5) 業務委託の内容

- ア 移転物品等
移転物品は、移転元に現存する物のうち、次の項目に掲げるものとする。
- (ア) 文書・書籍等
 - (イ) 什器・備品類（委託者が新規で購入する什器・備品類及び現在使用している I T 機器等の精密機器類は除く。）
- イ 移転業務項目及び概要

業務項目	業務概要等
【業務1】 移転作業計画策定業務	新庁舎において転用する什器、現存する文書に係る運搬及び残置される備品類の集積及び分類といった工程を見据え、安全性及び効率性等を総合的に考慮し、実施すべき各作業工程等の整理を行うと

	<p>ともに、委託者との協議を踏まえた体制整備、スケジュール及び業務概要をまとめるものとする。</p> <p>【整備すべき書類】</p> <p>ア 移転計画書 (ア) スケジュール表 (イ) 移転作業体制図 (ウ) 庁内各部署、関係機関（地元町内会等）及び別途契約事業者（新規購入備品納入業者及びIT機器等移転業者への周知）等調整先リスト</p> <p>イ 附属書類 (ア) 移転実施レイアウト図（移転先及び移転元の作業図面：ナンバリング図） (イ) 残物品リスト (ウ) 養生計画書 (エ) 職員向け作業マニュアル</p> <p>ウ その他書類 受託者からの提案又は委託者からの求めにより整備する書類</p>
<p>【業務 2】 移転作業進行管理業務</p>	<p>移転作業計画書に基づく受託者との協議に基づく進行管理を行うものとする。併せて、関係機関等との調整作業を行うものとする。</p>
<p>【業務 3】 庁内説明会実施及び問合せ対応業務</p>	<p>移転作業計画に基づき、所要の庁内説明会を実施するものとする。</p> <p>とともに、問合せに対する対応を行うものとする。</p> <p>なお、委託者との協議に基づき、主担当者を必要に応じて常駐させることとする（新庁舎竣工から開庁までの間は、原則として発注者の指定する日の午前9時から午後5時までの委託者の指定する場所において常駐するものとする。）。</p>
<p>【業務 4】 移動作業業務</p>	<p>移転作業計画書に基づき、作業を実施するものとする。</p> <p>なお、移転作業に要するラベル、梱包資材及び養生資材については費用負担を含め、受託者が用意することとする。</p>
<p>【業務 5】 移転元における残物品の分別及び集積業務</p>	<p>移転先への物品移設を行わない残物品については、委託者が適切に産業廃棄物等により処分を行えるよう、委託者との協議により集積場所を決定の上、材質等に応じて分別しながら当該場所へ集積するものとする。</p> <p>なお、廃棄物に係る処分費用は、本業務に含まない。</p> <p>【分別種別（想定）】</p> <p>ア 紙資源物（雑誌、新聞紙、ダンボール、紙製包装容器） イ プラスチック製品 ウ 備品類廃棄物（金属くず、木くず、布、混合物等） エ その他（アからウまでに分類されないもの）</p>

<p>【業務 6】 産業廃棄物廃棄処分に 係る参考見積徴収業務</p>	<p>業務 5 における分別種別「ウ 備品類廃棄物（金属くず、木くず、布、混合物等）」に係る参考見積の徴収を行うものとする。 徴収する事業者については、市内事業者を優先するものとし、量及び内容等により、必要に応じて受託者へ協議するものとする。</p>
---	---

(6) 業務提案及び参考見積に係る参考図書等

ア 参考図書等

- (ア) 柏崎市役所新庁舎建設（建築本体）工事（意匠図）
- (イ) 柏崎市役所現庁舎及び上下水道局現況平面図
- (ウ) 転用什器リスト及び新庁舎配置図面
- (エ) 文書量リスト

イ 参考図書等の配布

希望者にのみCD-ROMに格納した電子データを配布します。配布を希望する場合は、「様式 5 参考図書等の受領に関する宣誓書」及び「様式 6 暴力団等の排除に関する宣誓書」を「2(7)情報提供資料の提出先及び質問先」に持参により提出してください。